

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁 長 官 殿
大村入国管理センター所長 殿

2021年12月2日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）
コース・マルセル（美野島司牧センター）
高柳香代（多文化共生ネット・九州）
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第18回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの要望と回答

1、家族が日本国内にいる被収容者は、家族から遠く離れて収容されることでかなりのストレスになっています。家族が居住する地域に近い施設で収容するようにしてください。

（昨年回答）

各地方出入国在留管理局支局から入国管理センターへの移収は、地方出入国在留管理局の長が入管法52条3項を念頭におきながら、被収容者の収容状況及び各収容施設の事情等を総合的に判断して決定している。

（本年回答）

各地方出入国在留管理局支局から入国管理センターへの移収は、地方入管の長が入管法52条3項を念頭におきながら、被収容者の収容状況及び各収容施設の事情等を総合的に判断して決定している。

2、医療体制について、①土日休日、夜間等医師不在時の救急対応の充実、②センター医師の専門外案件について、外部専門医による診療の早期実施（特に眼科、耳鼻咽喉科、脳外科）、以上2点を行ってください。

（昨年回答）

- ① …令和2年8月、当センターに外務省から常勤医師1名を出向者として受入れ、それ以降平日昼間の庁内診療については当該常勤医師及び非常勤医師で対応している。
- ② …医師の不在時においては、常勤医師に連絡の上、同医師が登庁して診療する、または医師の指示により外部医療機関に搬送しているほか、急を要するような症状の場合は救急外来の利用や救急搬送を要請している。
- ③ …現在、国立病院機構長崎医療センター（大村市）及び長崎大学病院（長崎市）等から医師の派遣を受けており、常勤医師の常駐体制は確保したものの今後とも地域医療機関

との連携強化を図っていくこととしたい。

- ④ …医師が外部の専門医による診療が必要と判断した場合、外部の専門病院と受診日程等を調整の上、外部の専門病院で受診させている。

(本年回答)

- ① …休診日のほか、閉庁日や夜間の医師不在時は、看護師長に連絡のうえその助言を求め、救急常備薬の投与や外部医療機関を受診するが、急を要する場合は救急車の出動を要請することとしている。
- ② …医師が専門医による診療が必要と判断した場合には、日程を調整のうえ外部医療機関を受診させている。

3. 医師の処方により投薬される際に、薬の説明書に医師名を記載してください。

(昨年回答)

医療法第14条の2により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないこととなっているが、医療法施行令第3条第2項により当局の収容施設は医療法第14条の2の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号に該当するとして不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示、不開示を判断することとなっている。

(本年回答)

医療法第14条の2により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないことになっているが、医療法施行令第3条第2項により当局の収容施設は医療法第14条の2の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2項に該当するとして、不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示不開示を判断することとなっている。

4. 治療において被収容者が根治療法を希望する場合は、保存的療法にとどまらず、必要に応じて根治療法をとってください。

(昨年回答)

外部病院を受診した場合、保存的治療、根治治療に関わらず医師が必要と判断した治療を行っている。

(本年回答)

外部病院を受診した場合、保存的治療、根治治療に関わらず外部病院の医師が必要と判断した治療を行っている。

5. 現在行われている臨床心理士によるカウンセリングの他に、長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるような事業を実施してください。例えば、麻薬一掃の教育や日本語学習は、仮放免後や帰国後の生活にも寄与します。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解し継続、充実していく。その他の要望については、当センターの収容目的等から実現は困難。

(本年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解し継続、充実していく。長期被収容者のストレス解消等については、当センターの収容目的等に照らして相当な範囲での対応を行っている。

6. 窓ひとつだけでいいですから、外が見えるようにしてください。

(昨年回答)

外周路の窓ガラスに設置している磨りガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上と被収容者のプライバシー保護のために設置している。

(本年回答)

外周路の窓ガラスに設置している磨りガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するため、および外部より居室を見えなくする等、警備保安上と被収容者のプライバシー保護の観点から設置している。

7. ボランティアによる面会室での傾聴活動の案内を居住区に掲示してください。

(昨年回答)

収容場内の掲示物は、当方が業務上必要と認めたもののみで、個別の特定の団体の掲示を行う予定はない。

(本年回答)

収容場内の掲示物は、当方の業務上必要と認めたものを掲示しており、個別の要望による特定の団体の掲示物を行う予定はない。

8. 運動場の利用時の被収容者のけがが散見されます。安全配慮をより充実してください。

(昨年回答)

運動を実施する被収容者に対しては、適宜、激しく接触することは控えるよう指導している。また事前に許可を受けた場合に限り、運動靴の使用も認めており、戸外運動の壁

面等にはクッション材を貼り付ける等万が一事故が発生した場合の被害の軽減をはかっている。

(本年回答)

運動を実施する被収容者に対しては、適宜、激しく接触することは控えるよう指導している。また事前に許可を受けた場合に限り運動靴の使用も認めているところ、令和3年5月からは、事故防止のため従来の結束バンドに替えてシリコン製の結ばない靴紐を貸与しているほか、戸外運動の壁面にはクッション材を貼り付ける等、万が一事故が発生した場合の被害の軽減をはかっている。

9. 本年3月1日から実施の差し入れ制限を取り消してください。缶詰と瓶詰の品物の制限には全く理由がありません。

(本年回答)

金属製品やガラス製品は、保安上の問題を発見したため制限している。缶詰や瓶詰と同様に保存可能なレトルトパウチ容器は制限をしていない。

10. 難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被収容者について、仮放免を許可してください。仮放免を申請していない人については、特別放免をしてください。仮放免又は特別放免に際して、最低限の生活ができるように就労許可の条件を付してください。各省庁と連携して、公的医療保険への加入できるような制度運用を検討してください。

(昨年回答)

入管収容施設は刑事施設とは異なり、被収容者が退去強制令書に従い出国することですぐさま収容状態が解かれるという性質の施設であり、基本的に長期収容は送還の促進によって解消すべきものと考えている。その上で健康上の問題で治療が必要な場合や難民認定申請などの事情を有するため速やかな送還の見込みが立たない場合には人道上の観点から仮放免制度の弾力的な運用を図るなど、収容の長期化をできるだけ回避するよう柔軟に対応している。

(本年回答)

当庁の収容施設は刑事収容施設とは異なり、被収容者が退去強制令書に従い出国することですぐさま収容が解かれるという性質の施設。基本的に長期収容は送還の促進によって解消すべきものと考えている。その上で健康上の問題で治療が必要な場合や難民申請などの事情を有するために速やかな送還の見込みが立たない場合には、人道上の観点から仮放免制度の弾力的な運用を図るなど収容の長期化をできるだけ回避するよう柔軟に対応している。特別放免については、入国者収容所は退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼び出しに対する出頭の義務、その他必要と認める条件を付してその者を放免することができるとされ

ているが、この放免は退去強制令書の効力を前提とする処分になる。従って、仮放免中または特別放免中であっても、在留活動が禁止されていることに変わりはないため、就労活動は認められていない。尚、公的医療保険制度に関しては、当庁の所管外の事項のため当局で答える立場にはない。

11. 帰国を強要する係官の言動は止めてください。また職員が発言によって人間性や民族性を否定されたと受け止める事案が発生することがないように引き続き、職員を対象に、人権の尊重、民族性の尊重そして被收容者の心情に配慮する処遇実施のための教育の徹底を図ってください。

(昨年回答)

入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は退去強制令書が発付されている者を速やかに送還しなければならないが、被退去強制令書発付者に対し帰国を説得するのは入国警備官の職務として当然の行為。毎年、本庁主催の出入国在留管理局職員人権研修に職員を参加させており、同職員を講師として全職員を対象にフィードバック研修を行っている。

(本年回答)

入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は退去強制令書が発付されている者を速やかに送還しなければならないため、被退去強制令書発付者に対し帰国を説得するのは入国警備官の職務として当然の行為。毎年、上級庁主催の出入国在留管理庁職員人権研修に職員を参加させており、当該参加者を講師として全職員を対象にフィードバック研修を実施するほか、同研修の一部の講義を録画した DVD を全職員に視聴させたりしている。

12. 本人の意思に反する強制送還及び家族を引き裂くことになる「同意による帰国」の強制は中止してください。帰国することでその政府等による迫害を受ける危険性のある被收容者については、強制送還は絶対にしないよう強く求めます。

(昨年回答)

退去強制令書の発布を受けたものの同意不同意等の意思に関わらず、入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は速やかにその者を送還しなければならないとされている。

(本年回答)

退去強制令書の発布を受けた者の同意不同意等の意思に関わらず、入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は速やかにその者を送還しなければならない。

13. コロナ感染収束後は、4つの一般用面会室の使用に戻してください。東日本入管センターと同様に面会時の職員立会を止めてください。すべての一般面会に職員を立ち合わせ

ることは、個人情報をもとに理由なく取得するもので、人権に対する不当な侵害にも当たります。
(昨年回答)

一般面会室は4室設置されているところだが、可能な限り4室を使用できるように努めているが、保安上の理由から対応できない場合があることを理解してほしい。一般の面会については被収容者処遇規則に基づき入国警備官を立ち合わせており、保安上の理由から立ち会いを省略する予定はないが、諸般の事情を考慮し所長が立ち会いの必要がないと認めた時には個別に立ち会いを省略することもある。現在、コロナ禍の問題はあるが物品授受は再開されている。

(本年回答)

一般面会室は4室設置されているところだが、可能な限り4室を使用できるように努めているが、保安上の理由から対応できない場合があることを理解してほしい。一般の面会については被収容者処遇規則に基づき入国警備官を立ち合わせており、保安上の理由から立ち会いを省略する予定はないが、諸般の事情を考慮し所長が立ち会いの必要がないと認めた時には個別に立ち会いを省略することもある。面会の受付時間に関しては平日（休日・土・日曜を除く）、毎日9時～11時半、午後1時～4時となっている。

14. 被収容者が新型コロナウイルスに対するワクチンの接種を希望する場合は、接種してください。

(本年回答)

新型コロナウイルスのワクチン接種を希望した被収容者6人に対し、10月20日、11月10日に接種を終了している。

15. 性的マイノリティの被収容者への処遇において、人権侵害が起きないように配慮してください。

(昨年回答)

本人の意思を確認し、人権に配慮して適切な処遇を行っている。

(本年回答)

指摘のような被収容者を収容した場合には、本人の意思を確認し被収容者の人権に配慮した適切な処遇を行うこととしている。

16. コロナ感染対策上の措置に関して、被収容者の人権に配慮した対応をしてください。

(昨年回答)

コロナ感染症対策として、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき各種対策を徹底しているところ。収容施設内においては、被収容者のマスクを常時配備し消毒用アルコールも準備している。また、収容施設内の密状態を避けるため他局からの移収されてくる被収容者の調整及び仮放免の弾力的な運用等により、混雑し

ない収容人員としている。

(本年回答)

新型コロナウイルス感染症対策として、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づく各種対策を徹底している。収容施設内では、被収容者に毎日マスクを配布し、消毒用アルコールも準備している。また、収容施設内の密状態を避けるため他局からの移収されてくる被収容者の調整及び仮放免を弾力的に運用している。

17. 在留資格を失った外国人を原則全員収容する「全件収容主義」を廃止し、司法審査抜きに送還可能まで無期限に収容をするあり方を改め、長期収容をなくしてください。

(本年回答)

指摘の全件収容主義の廃止については、法律の改正に関係することなので、当所では答えは難しい。

18. 貴センターを収容施設として廃止し、難民や外国人が定住化していくための定住促進センターとして再編してください。

(本年回答)

当センターは収容送還を行うために設置されている施設であるため、当該業務を遂行することが職務であり、要望の件については当所で答える立場にはない。